

○東京都板橋区長期基本計画審議会条例

昭和48年3月15日東京都板橋区条例第2号
改正 平成16年3月11日条例第3号

(設置)

第1条 東京都板橋区の長期基本計画に関する事項を調査審議するため、区長の附属機関として東京都板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期基本計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する委員35人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 公募による者
 - (4) 区に勤務する職員
- 一部改正〔平成16年条例3号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

○東京都板橋区長期基本計画審議会条例施行規則

昭和48年7月1日東京都板橋区規則第25号
改正 平成26年6月23日規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、東京都板橋区長期基本計画審議会条例（昭和48年板橋区条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成16年規則21号〕

(諮問)

第2条 条例第2条の諮問は、次に掲げる内容とする。

- (1) 総合的かつ計画的な区政を進めるための長期的指針となるとともに区民と区の共通の目標となる基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に盛り込むべき施策に関すること。
- (3) その他基本構想及び基本計画に関して区長が必要と認めること。

一部改正〔平成26年規則34号〕

(学識経験のある者)

第3条 条例第3条の学識経験のある者は、区の基本構想及び基本計画を検討するための事項に係

る専門的な知見を有する者（以下「専門的知見を有する者」という。）及び区内の各種団体を代表する者（以下「団体代表者」という。）とする。

一部改正〔平成26年規則34号〕

（委員）

第4条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げるものにつき委嘱又は任命する。

- （1）区議会議員 9人以内
- （2）学識経験のある者（専門的知見を有する者） 8人以内
- （3）学識経験のある者（団体代表者） 12人以内
- （4）公募による者 3人以内
- （5）区に勤務する職員 3人以内

2 前項第4号に掲げる者は、次に掲げる者で、区長が別に定める公募方法による募集に応募したものの中から選考する。

- （1）区内に在住、在勤又は在学する者
- （2）区内に事務所又は事業所を有する者
- （3）区内で非営利活動、社会貢献活動等を行う者

一部改正〔昭和58年規則26号・平成6年55号・16年21号・26年34号〕

（幹事）

第5条 東京都板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）に幹事をおくことができる。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命し、審議会の事務を補助する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

一部改正〔平成8年規則15号・15年22号・26年34号〕

（委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。